

## < イベントで食品を販売する際の注意事項 >

イベント会場で調理は行わず、食品の物販のみ行う場合、

主催者の方は以下を確認してください。

**販売できる加工食品は、食品の製造に係る営業許可（〇〇製造業）等を取得している施設で製造され、食品表示が付されたものに限ります。**

### ①製造場所の営業許可について

加工食品の分類に応じた営業許可が必要となります。

#### 加工食品の製造に必要な営業許可（一部抜粋）

- ・弁当（弁当、調理パン）  
→そうざい製造業（R3年6月以前に取得した許可については飲食店営業(弁当)）
- ・そうざい（煮物、和え物、揚げ物等）  
→そうざい製造業
- ・菓子（焼き菓子、ケーキ、パン、まんじゅう等）  
→菓子製造業
- ・清涼飲料水（ジュース、豆乳等）  
→清涼飲料水製造業
- ・めん類（ゆで麺、生麺）  
→めん類製造業
- ・食肉製品（ハム、ソーセージ）  
→食肉製品製造業
- ・漬物  
→漬物製造業



<その他の営業許可業種や届出業種については、前橋市HPを参照ください。>



### ②食品表示について

包装された加工食品には食品表示が必要となります。

#### 加工食品の食品表示例

名 称  
原材料名  
添加物  
原料原産地名  
内容量  
消費期限又は賞味期限  
保存方法  
製造者



栄養成分表示  
熱量、たんぱく質、脂質、  
炭水化物、食塩相当量



<食品表示については、前橋市HPを参照ください。>

※ 生鮮野菜をそのまま販売する場合、営業許可は必要ありません。

名称と原産地を表示して販売してください。